会議録・令和８年９月３日第３回定例会（第１日目）

１．招集の年月日　令和８年８月２８日

２．招集の場所　明和町議会議場

３．開　　会　９月３日　午前９時００分　議長宣告

４．出席議員　**１３名**

１番	江　京子	２番	田邊　ひとみ
３番	北岡　泰	５番	瀬田　萌
６番	綿民和子	７番	奥山幸洋
８番	新開晶子	９番	松本　忍
10番	山本　章	11番	宇田雅行
12番	髙橋浩司	13番	下井清史
14番	辻井成人		

５．欠席議員

なし

６．本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	西尾仁志		
議会書記	西川佳江	松原佑記	上村優平

７．地方自治法第１２１条による説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	下村由美子	副町長	髙木謙治
教育長	森井義和	総務課長	朝倉正浩
防災安全課長	荒木隆伯	税務課長	畑　弘人
まちづくり戦略課長	中井清央	斎宮跡・文化観光課長	森下　純
会計管理者（兼）会計課長	椿　ゆかり	産業振興課長	肥留間　誠
建設課長	西尾直伸	上下水道課長	丹合信隆
こども課長	家城和司	住民ほけん課長	日置加奈子
福祉総合支援課長	稲浦　満	生活環境課長	中川英之

学校教育課長　中　瀬　基　司　社会教育課長　松　井　友　吾
監　査　委　員　北　岡　信　宏

８．会議録署名議員

２番　　田　邊　ひとみ　　３番　　北　岡　　泰

９．議事日程

日程第１　会議録署名議員の指名について

日程第２　会期の決定について

日程第３　諸般の報告

日程第４　行政報告

日程第５　同意第２号　明和町農業委員会の委員の任命同意について

日程第６　同意第３号　教育委員会の任命同意について

日程第７　報告第５号　令和７年度決算に基づく健全化判断比率について

日程第８　報告第６号　令和７年度決算に基づく資金不足比率について

日程第９　報告第７号　令和７年度明和町一般会計継続費精算報告書

日程第10　議案第43号　三重明和インキュベーションセンター設置及び管理に関する条例を廃止する条例

日程第11　議案第44号　明和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第12　議案第45号　明和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

日程第13　議案第46号　明和町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第14　議案第47号　明和町公共下水道条例の一部を改正する条例

日程第15　議案第48号　令和７年度明和町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第16　議案第49号　令和７年度明和町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第17　議案第50号　令和８年度明和町一般補正予算（第２号）

日程第18　議案第51号　令和８年度明和町介護保険特別会計補正予算（第２号）

日程第19　議案第52号　令和８年度明和町水道事業会計補正予算（第１号）

日程第20　認定第１号　令和７年度明和町一般会計歳入歳出決算認定

日程第21　認定第２号　令和７年度明和町斎宮跡保存事業特別会計歳入歳出決算認定

日程第22　認定第３号　令和７年度明和町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

日程第23　認定第４号　令和７年度明和町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定

日程第24　認定第５号　令和７年度明和町介護保険特別会計歳入歳出決算認定

日程第25　認定第６号　令和７年度明和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

日程第26　認定第７号　令和７年度明和町水道事業決算認定

日程第27　認定第８号　令和７年度明和町下水道事業決算認定

（午前　９時　00分）

◎開会の宣告

○議長（辻井　成人）　おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和８年第３回明和町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしくお願いします。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（辻井　成人）　日程第１　「会議録署名議員の指名」については、会議規則第126条の規定により、議長から指名をいたします。

２番　　田　邊　ひとみ　議員

３番　　北　岡　　泰　議員

の両名を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（辻井　成人）　日程第２　「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から９月25日までの23日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井　成人）　ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から９月25日までの23日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（辻井　成人）　日程第３　「諸般の報告」を行います。

監査委員さんから提出していただいております５月、６月、７月分の例月出納検査結果報告書の写しと一部事務組合議会の報告書の写しを配付しておりますので、後ほどご覧ください。

◎行政報告

○議長（辻井　成人）　日程第４　「行政報告」を行います。

町長。

（町長　下村　由美子　登壇）

○町長（下村　由美子）　おはようございます。

令和８年第３回明和町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、公私何かとご多用のところ本定例会にご出席を賜り、誠に

ありがとうございます。また、ただいまは本定例会の会期を23日間とお決めいただき、諸案件のご審議を賜りますことに対し、厚くお礼を申し上げます。

さて、国におきましては、７月30日に令和９年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針が示され、強く豊かな日本の実現に向けた投資枠を通常歳出とは別に創設するとともに、年金・医療等の自然増加算のほか、経済・物価動向を的確に反映する考え方が示されています。

また、地方交付税については、経済財政運営と改革の基本方針2026との整合性に留意しながら検討するとされています。

中央省庁からの令和９年度予算要求額は、金額を明示した事業総額で過去最大の140兆円程度となる見込みとも言われています。

国において、責任ある積極財政が掲げられている中、各省庁からの令和９年度予算の概算要求は８月31日に締め切られ、年内に政府予算案が固まるものと予想されますが、国の施策が地域経済に大きく影響する状況となっています。

物価や人件費、資材価格などの上昇が続く中、こうした国の予算編成や地方財政対策は、住民生活はもとより、地方自治体の財政運営にも大きな影響を及ぼします。

本町におきましても、令和９年度当初予算の編成に向けた準備を進めていく時期を迎えます。

本町の財政状況は決して楽観できるものではなく、今後、公共施設の老朽化への対応をはじめ、社会保障関係経費や人件費、物価高騰に伴う各種経費の増加など厳しい財政状況が続くことが見込まれます。

一方で、防災・減災、子育て・教育、福祉、地域公共交通、地域経済の活性化、ＤＸの推進など、将来に向けて取り組まなければならない課題も数多くあります。

こうした中、本年度からスタートした明和町財政ビジョンの基本理念である持続可能な財政運営の下、限られた財源を有効に活用し、施策の重点化と効率化を図りながら、持続可能な行財政運営を目指してまいります。

これまで取り組んできたＤＸ推進による次世代型行政サービスの実現に向けても引き続き取り組み、住民の皆さんが実感できる利便性の向上と、効率的かつ効果的で持続可能な行財政運営に取り組んでまいります。

今後も、国や県の動向を的確に把握し、活用できる制度や財源を最大限に活用しながら、町全体で持続可能なまちづくりを進めてまいります。

そして、この夏は、改めて自然災害への備えの重要性を強く認識する出来事が相次ぎました。

７月28日に発生した熊本地震では、熊本県を中心に大きな被害が発生しました。また、千葉県での豪雨災害や北陸地方での大雨など、全国各地で自然災害が相次いでいます。

これらの災害によりお亡くなりになられた方々に心からお悔やみ申し上げますとともに、被災された全ての皆様に心よりお見舞い申し上げます。

熊本地震への対応につきましては、三重県において被災地への支援が進められており、本町におきましても、被災自治体への支援のため職員を派遣する予定としています。

被災された地域の一日も早い復旧・復興に少しでも力になれるよう取り組むとともに、派遣する職員が現地で経験したことや得られた知見を町として共有し、本町の防災・減災対策にも生かしてまいりたいと考えております。

南海トラフ地震の発生が危惧されている本町にとりまして、全国各地で発生している災害は決して他人事ではありません。災害はいつ、どこで起きるか分からないという認識を改めて持ち、町民の皆様の命を守るための備えを進めてまいります。

それでは、６月定例会以降、本定例会までの間の主な動きにつきまして、簡略にご報告させていただきます。

人口減少や少子高齢化に伴い地域の担い手不足が深刻化すると予測される2040年を見据え、本町では、町民の皆さんと共に将来の在り方を考える新たな取り組みとして、三重県明和町2040ビジョン共創プロジェクトをスタートしま

した。その一環として6月21日には町民の皆さんと、22日には町職員と共にワークショップを行いました。参加者同士で未来の明和町の姿などについて意見を交わしました。今回いただいた意見は、三重県明和町2040ビジョン策定の参考にしていきます。

昨年度をもって閉校した大淀小学校の歩みをまとめた閉校記念誌「おおよど」が完成し、７月８日に大淀小学校閉校記念事業実行委員会の皆さんから本町へ20冊寄贈いただきました。実行委員の皆さんから「151年の大淀小学校の歴史を大切に残していきたい」という思いを聞かせていただきました。寄贈いただいた記念誌は、多くの方々にご覧いただけるよう、小林農産ふるさと会館や大淀会館などに設置いたしました。長きにわたり地域と共に歩んできた大淀小学校の歴史と地域の皆様の思いを次世代へつなぐ１冊として大切に活用させていただきます。

７月10日には、イオンモール明和で夏の交通安全県民運動の出発式が行われました。暑さにより注意力が散漫になる本格的な夏を前に、参加者全員で改めて交通安全への意識を高めました。また、高齢者の交通安全意識の高揚を目的とした反射材着用推進推奨像は、本郷老人会へお渡ししました。地域の交通安全意識が高まり、悲しい交通事故が少しでも減ることを願っております。

７月24日、25日には、大淀祇園祭が行われました。24日の東区宵宮では、今年は山車の順路を調整して、暗くなり始めるころに大堀川の真ん中で提灯がともされました。水面に華やかな山車が映り、幻想的な雰囲気が演出されました。25日の本日には、山大淀と三世古の山車の巡行と花火大会が行われました。山大淀では、今年は山車のルートが変更されました。初めて通る道筋の家からは、「とてもうれしい」との声が聞かれたそうです。午後５時頃には、三世古の山車の海上渡御が行われ、大淀漁港は多くの人で賑わいました。今年度から本格的にスタートした地域学習、めいわ楽習においても、町内の子どもたちが大淀祇園祭について学び、地域の歴史や文化への理解を深めています。270年以上続くこの祭りがいつまでも受け継がれていくことを願っております。

このほかにも、蓑村の虫送り、上村花火大会、下御糸納涼大会、めいわ大盆踊りまつり、こども夏まつりｉｎ明星、志貴と中村の相撲、サマーカーニバルＩＮ　ＯＩＺＵなど、各地域で伝統行事や夏祭りが盛大に行われ、地域のつながりと誇りを実感する夏となりました。

８月1日には、大規模災害が発生した際、緊急車両などの通行ルートの確保を目的とした道路啓開訓練を実施しました。今回は、衛星通信の発展により役場に大量に押し寄せる情報に対応する訓練を行いました。明和町と協定を結ぶ建設事業者の皆さんと共に訓練に臨み、現場と対策本部との情報共有方法も確認しました。本町では今後もこのような訓練を重ね、有事に備えていきます。

訓練は実施することが目的ではなく、訓練によって見えてきた課題を検証し、計画や体制の改善につなげていくことが重要です。今回の訓練で得られた成果や課題を今後の防災・減災対策に生かし、町民の皆様の命を守るための備えを着実に進めてまいります。

８月４日には、明和町議会におかれまして、主権者教育の一環として明和町こども議会を開催していただきました。明和中学校２年生の11名が地域の課題に対する質問をまとめ、中学生議員として一般質問していただきました。質問では、道路の安全対策や学校施設の環境改善など、日頃の暮らしや学校生活などで感じた課題が挙げられました。中学生ならではの視点に私たち大人も改めて気づかされることもありました。よりよい明和町にしていくために、執行部としても一つ一つの質問に対して丁寧に答弁させていただきました。

このように、若い世代の皆さんが、自分たちの住む町に関心を持ち、自ら考え、意見を伝えていただくことは、これからの本町にとって大変心強く、とても頼もしく感じます。より一層気を引き締めて町政運営に当たらなければならないと感じた次第です。

以上、６月からの主な動きについてご報告を終わります。

次に、本定例会の上程議案につきましては、同意が２件、報告が３件、条例の改正が４件、条例の廃止が１件、令和７年度水道事業と下水道事業の会計未

処分利益剰余金の処分が合わせて２件、令和８年度一般会計補正予算と介護保険特別会計補正予算、水道事業会計補正予算、そして、令和７年度各会計の決算認定をお願いすることとしています。

本町は財政状況や施設老朽化など多くの課題を抱えておりますが、町民の皆さんの知恵と力を合わせ、共創の理念の下、誰もが安全・安心に暮らし、幸せを実感できる持続可能なまちづくりを進めてまいります。

議員の皆様には引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（辻井　成人）　以上で、日程第４　「行政報告」を終わります。

◎同意第２号の上程～採決

○議長（辻井　成人）　日程第５　同意第２号　明和町農業委員会の委員の任命同意についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長　下村　由美子　登壇）

○町長（下村　由美子）　ただいま上程されました同意第２号　明和町農業委員会の委員の任命同意につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、渡邉裕氏が、令和８年６月24日をもって退任されたことから、新たな農業委員として大字八木戸に在住の小竹行哉氏を任命したく、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

小竹氏は昭和44年生まれの56歳で、多気郡農業協同組合理事をされており、農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有され、多気郡農業協同組合よ

り農業委員として適任者であると推薦されていますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻井　成人）　提案理由の説明は終わりました。

何か質疑等があればお受けいたしますが、ございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井　成人）　ないようですので、これから同意第２号　明和町農業委員会の委員の任命同意についてを採決します。

同意第２号について、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違い等はございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井　成人）　なしと認めます。

賛成全員です。

したがって、同意第２号は同意することに決定しました。

◎同意第３号の上程～採決

○議長（辻井　成人）　日程第６　同意第３号　教育委員会委員の任命同意についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長　下村　由美子　登壇）

○町長（下村　由美子）　ただいま上程されました同意第３号　教育委員会委員の任命同意について、その提案理由の説明を申し上げます。

このたび、中村一樹委員の任期満了に伴い、新たに小原清美氏を教育委員会

委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会のご同意をお願いするものでございます。

小原氏は、三重県立幼稚園教員養成所を卒業後、明和町に保育士として採用され、町内の保育所やこども園等において、長年にわたり幼児教育・保育の現場の第一線で保育に従事してこられました。その間、令和３年度から令和５年度にかけてはみょうじょうこども園の園長を務められ、令和５年度をもって退職されるまで、熱意を持って子どもたちの健やかな成長と保育環境の充実に尽力されてまいりました。

現場の最前線で培われた豊富な経験と実績を通じ、幼児教育や子育て支援の現状に深く精通しておられます。また、子どもたちや保護者、地域住民と真摯に向き合い、その人柄と確かな見識により、多くの関係者から厚い信頼を得てこられました。こうした現場のニーズを的確に把握する力と実践力を背景に、本町の教育行政全般の発展に大いに力を発揮していただけるものと確信しております。

以上のことから、小原氏を教育委員会委員に任命することは、地域社会と教育現場の一層の連携を促進し、子どもたちの健やかな成長を支える基盤の強化につながるものと確信しております。優れた見識と高潔な人格を兼ね備えた、教育委員として誠に適任の方でありますので、何とぞご同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井　成人）　説明が終わりました。

この件に関して何か質疑等ございますか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井　成人）　なしと認めます。

これから同意第３号　教育委員会委員の任命同意についてを採決します。

同意第３号について、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井　成人）　なしと認めます。

賛成全員です。

したがって、同意第３号は同意することに決定しました。

◎報告第５号の報告

○議長（辻井　成人）　日程第７　報告第５号　令和７年度決算に基づく健全化判断比率についてを議題とします。

報告を求めます。

まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（中井　清央）　議案書の４ページをお願いいたします。

報告第５号　令和７年度決算に基づく健全化判断比率について報告いたします。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により、令和７年度決算に基づく健全化判断比率を監査委員の意見をつけて議会に報告するものでございます。

議案書のほうの表のほうをご覧ください。

１段目の実質赤字比率及び２段目の連結実質赤字比率は、実質赤字額は発生しておらず、比率は算定されませんでした。

続いて、３段目の実質公債費比率は11.9％でございます。

４段目の将来負担比率は53.7％でございます。

いずれの比率についても、早期健全化基準を下回っております。

しかしながら、監査委員の意見書にもあるとおり、実質公債費比率及び将来負担比率は他団体と比較し高い状況にあるため、健全な財政運営に努めていき

たいと考えております。

以上でございます。

○議長（辻井　成人）　報告が終わりました。

この件は報告事項でありますので、これで報告第５号を終わります。

◎報告第６号の報告

○議長（辻井　成人）　日程第８　報告第６号　令和７年度決算に基づく資金不足比率についてを議題とします。

報告を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（丹合　信隆）　議案書の５ページのほうをご覧いただきたいと思います。

報告第６号　令和７年度決算に基づく資金不足比率について報告をいたします。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第１項の規定により、令和７年度決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見を付して議会に報告するものでございます。

議案の表のほうをご覧ください。

１段目の水道事業会計及び２段目の下水道事業会計ともに資金不足額は発生しておらず、比率は算定されませんでした。いずれの会計についても、経営健全化基準を下回っております。

以上でございます。

○議長（辻井　成人）　報告が終わりました。

この件は報告事項でありますので、これで報告第６号を終わります。

◎報告第７号の報告

○議長（辻井　成人）　日程第９　報告第７号　令和７年度明和町一般会計継続費精算報告書を議題とします。

報告を求めます。

防災安全課長

○防災安全課長（荒木　隆伯）　報告第７号　令和７年度明和町一般会計継続費の精算について報告いたします。

議案書の10ページをご覧ください。サムネイルも10でございます。

当該事業は、防災行政無線デジタル化整備工事に関する工事及び委託費につきまして、令和６年度６月定例会において継続費の予算をお認めいただき、令和７年度までの２か年利用として実施いたしました。令和７年度をもって事業が終了したことから、地方自治法第145条第２項の規定に基づき、本定例会において精算報告を行うものでございます。

それでは、詳細につきましてご説明いたします。

次の11ページの令和７年度明和町一般会計継続費精算報告書をご覧ください。

２款・総務費、１項・総務管理費、防災行政無線デジタル化整備事業の全体金額の合計額４億8,580万円に対しまして、支出済額が３億1,266万5,100円で、１億7,313万4,900円の残額となりました。支出済額３億1,266万5,100円の財源内訳につきましては、地方債３億1,260万円、一般財源が６万5,100円でございます。

以上で、防災安全課からの報告を終わります。

○議長（辻井　成人）　報告が終わりました。

次に、社会教育課長。

○社会教育課長（松井　友吾）　報告第７号　令和７年度明和町一般会計継続費精算につきまして、10款・教育費について説明をいたします。

当該事業は、明和北小学校及びささふえこども園等の整備に係る建設工事費及び工事に関する経費について、令和４年８月の臨時会において継続費の予算をお認めいただきました。令和７年度をもって事業が終了したことから、地方自治法145条第２項の規定に基づき、本定例会において精算報告を行うものでございます。

詳細につきましてご説明をいたします。

同じく11ページの下段の欄をご覧ください。

10款・教育費、１項・教育総務費、第１期再編小学校整備事業の全体計画の合計額53億5,000万円に対しまして、支出済額が53億4,999万9,600円で、400円の残額となりました。支出済額53億4,999万9,600円の財源内訳につきましては、国・県支出金が15億1,604万8,000円、地方債が31億4,470万円、その他財源が６億2,309万5,000円、一般財源が6,615万6,600円でございます。

以上で、社会教育課からの報告を終わります。

○議長（辻井　成人）　この件は報告事項でありますので、これで報告第７号を終わります。

◎議案第４３号から議案第４７号の一括上程～委員会付託

○議長（辻井　成人）　お諮りします。

日程第10　議案第43号から日程第14　議案第47号を一括上程し、議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井　成人）　ご異議なしと認めます。

したがって、

日程第10　議案第43号　三重明和インキュベーションセンター設置及び管理に関する条例を廃止する条例

日程第11　議案第44号　明和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第12　議案第45号　明和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

日程第13　議案第46号　明和町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第14　議案第47号　明和町公共下水道条例の一部を改正する条例

を一括上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長　下村　由美子　登壇）

○町長（下村　由美子）　ただいま一括上程されました議案第43号から議案第47号につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

議案第43号　三重明和インキュベーションセンター設置及び管理に関する条例を廃止する条例につきましては、三重明和インキュベーションセンターが令和８年10月末日をもってその運用を終了することに伴い、今後、当該施設を設置及び管理する必要がなくなるため、本条例を廃止するものです。

続きまして、議案第44号　明和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令が公布され、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことから、所要の改正をお願いするものです。

続きまして、議案第45号　明和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例につきましては、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則等が公布され、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の一部が改正されたことから、所要の改正をお願いするものです。

続きまして、議案第46号　明和町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則が公布され、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことから、所要の改正をお願いするものです。

続きまして、議案第47号　明和町公共下水道条例の一部を改正する条例は、本年７月に行われた下水道法の改正により、町条例において適用する同法の条項にずれが生じたため、これに対応すべく改正を行うものです。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻井　成人）　提案理由の説明が終わりました。

これらの議案につきましては、先日の議会運営委員会の協議に基づき、総務産業常任委員会または教育厚生常任委員会に付託の上、詳細な審査をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井　成人）　ご異議なしと認めます。

したがって、これらの議案については、総務産業常任委員会または教育厚生常任委員会に付託の上、審査をすることに決定しました。

なお、総務産業常任委員会は９月９日に、教育厚生常任委員会は９月10日にそれぞれ開催いたします。

◎議案第４８号の上程～採決

○議長（辻井　成人）　日程第15　議案第48号　令和７年度明和町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長　下村　由美子　登壇）

○町長（下村　由美子）　ただいま上程されました、議案第48号　令和７年度明和町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、その提案理由を説明いたします。

本件は、令和７年度の水道事業会計決算における未処分利益剰余金１億3,533万66円について、資本金への組入れ及び減債積立金の積立てにより処分を行うため、地方公営企業法第32条第２項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井　成人）　提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（丹合　信隆）　議案第48号　令和７年度明和町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、詳細説明を申し上げます。

令和７年度水道事業決算における未処分利益剰余金１億3,533万66円のうち、資本金への繰入れが5,425万1,823円で、これは令和６年度決算において減債積立金に積み立て、起債償還に充当した分を資本金に組み入れるものです。

また、減債積立金の積立て8,107万8,243円は、令和７年度決算における純利益分を起債償還の財源に充当する減債積立金に積み立てるものでございます。

以上の未処分利益剰余金処分につきまして、地方公営企業法第32条第２項の規定に基づき、議会の議決をお願いいたしますので、ご審議の上、お認めいた

だきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（辻井　成人）　詳細の説明が終わりました。

質疑をされる方はございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井　成人）　質疑される方がないようですので、これで議案第48号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論をされる方はございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井　成人）　討論される方がないようですので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第48号　令和７年度明和町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決します。

議案第48号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井　成人）　なしと認めます。

賛成全員です。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎議案第４９号の上程～採決

○議長（辻井　成人）　日程第16　議案第49号　令和７年度明和町下水道事業会

計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長　下村　由美子　登壇）

○町長（下村　由美子）　ただいま上程されました議案第49号　令和７年度明和町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、その提案理由を説明いたします。

本件は、令和７年度の下水道事業会計決算における未処分利益剰余金5,060万9,222円について、減債積立金に積立てにより処分を行うため、地方公営企業法第32条第２項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井　成人）　提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（丹合　信隆）　議案第49号　令和７年度明和町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、詳細説明を申し上げます。

令和７年度下水道事業決算における未処分利益剰余金5,060万9,222円のうち808万2,354円について、令和７年度決算における純利益分を起債償還の財源に充当する減債積立金に積み立てるものでございます。

以上の未処分利益剰余金処分につきまして、地方公営企業法第32条第２項の規定に基づき、議会の議決をお願いいたしますので、ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（辻井　成人）　詳細の説明が終わりました。

質疑をされる方はございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井　成人）　質疑される方がないようですので、これで議案第49号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井　成人）　討論される方がないようですので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第49号　令和７年度明和町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決します。

議案第49号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井　成人）　なしと認めます。

賛成全員です。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎議案第５０号から議案第５２号の一括上程～委員会付託

○議長（辻井　成人）　お諮りします。

日程第17　議案第50号から日程第19　議案第52号を一括上程し、議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井　成人）　ご異議なしと認めます。

したがって、

日程第17　議案第50号　令和８年度明和町一般会計補正予算（第２号）

日程第18　議案第51号　令和８年度明和町介護保険特別会計補正予算（第２号）

日程第19　議案第52号　令和８年度明和町水道事業会計補正予算（第１号）

を一括上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長　下村　由美子　登壇）

○町長（下村　由美子）　ただいま一括上程されました議案第50号から議案第52号につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

議案第50号　令和８年度明和町一般会計補正予算（第２号）は、歳入歳出予算に10億8,738万6,000円の追加、繰越明許費の追加、債務負担行為の設定、地方債の追加の補正をお願いするものでございます。

歳出の主なものは、総務費のふるさと寄附事業及び教育費の給食費支援事業でございます。

歳入の主なものは、国庫支出金、寄附金並びに繰越金でございます。

繰越明許費は３件の追加でございます。

債務負担行為は庁舎宿日直業務と道路等包括的民間委託の２件でございます。

地方債は５件の追加でございます。

続きまして、議案第51号　令和８年度明和町介護保険特別会計補正予算（第２号）は、歳入歳出予算に7,380万2,000円の追加をお願いするものでございます。

歳出は、令和７年度事業の精算に伴う各経費の追加でございます。

歳入は繰越金でございます。

続きまして、議案第52号　令和８年度明和町水道事業会計補正予算（第１号）は、資本的支出に3,718万円の追加をお願いするもので、老朽管更新の工事箇所増加に伴う増額でございます。

なお、各会計の補正予算の説明資料を提出しておりますので、各項目の補正

内容は資料でご確認ください。よろしくお願いします。

○議長（辻井　成人）　提案理由の説明が終わりました。

一括上程した補正予算の各議案について、予算決算常任委員会に付託の上、詳細な審査をお願いしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井　成人）　ご異議なしと認めます。

したがって、これらの議案については、予算決算常任委員会に付託の上、審査することに決定しました。

◎認定第１号から認定第８号の一括上程～委員会付託

○議長（辻井　成人）　お諮りします。

日程第20　認定第１号から日程第27　認定第８号を一括上程し、議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井　成人）　ご異議なしと認めます。

したがって、

日程第20　認定第１号　令和７年度明和町一般会計歳入歳出決算認定

日程第21　認定第２号　令和７年度明和町斎宮跡保存事業特別会計歳入歳出決算認定

日程第22　認定第３号　令和７年度明和町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

日程第23　認定第４号　令和７年度明和町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定

日程第24　認定第５号　令和７年度明和町介護保険特別会計歳入歳出決算認

定

日程第25　認定第６号　令和７年度明和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

日程第26　認定第７号　令和７年度明和町水道事業決算認定

日程第27　認定第８号　令和７年度明和町下水道事業決算認定

を一括上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長　下村　由美子　登壇）

○町長（下村　由美子）　ただいま一括上程されました認定第１号から認定第８号までの令和７年度明和町一般会計歳入歳出決算認定のほか、５つの特別会計歳入歳出決算認定及び水道事業及び下水道事業の決算認定は、地方自治法並びに地方公営企業法の規定に基づき、監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見書をつけて議会の認定に付するものでございます。

決算の詳細につきましては、一般会計歳入歳出決算のほか５つの特別会計歳入歳出決算は会計管理者から、また、水道事業、下水道事業の決算は上下水道課長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井　成人）　提案理由の説明が終わりました。

決算の概要について、一般会計、各特別会計は会計管理者に、水道事業会計及び下水道事業会計は上下水道課長に説明を求めます。

まず、会計管理者、登壇願います。

（会計管理者(兼)会計課長　椿　ゆかり　登壇）

○会計管理者(兼)会計課長（椿　ゆかり）　それでは、令和７年度一般会計及び５つの特別会計の概要につきまして、歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書に基づき、簡潔にご説明を申し上げます。

タブレットでは05決算を選択していただき、01歳入歳出決算書と02歳入歳出

決算事項別明細書及び実質収支に関する調書をお開きください。

では、歳入歳出決算書の一般会計の４ページ、５ページの歳入をご覧ください。タブレットでは、決算書を開いていただきまして、画面下のビューを選択し、一番下の見開き表示、表紙ありを選択してください。サムネイルは４、５をお願いいたします。

主なものについてご説明申し上げます。

１款・町税の収入済額は、５ページ目の一番左上の欄ですが、27億9,827万6,795円で、調定額に対する収入率は96.87％でした。不納欠損額は2,553万7,377円、収入未済額は6,469万1,465円でございます。

２款・地方譲与税の収入済額は１億2,157万9,000円、３款・利子割交付金の収入済額は521万4,000円、４款・配当割交付金の収入済額は3,095万7,000円、５款・株式等譲渡所得割交付金の収入済額は4,877万1,000円、６款・法人事業税交付金の収入済額は6,186万5,000円、７款・地方消費税交付金の収入済額は６億325万4,000円、８款・ゴルフ場利用税交付金の収入済額は600万3,940円、９款・環境性能割交付金の収入済額は1,996万7,000円、10款・地方特例交付金の収入済額は3,463万7,000円、11款・地方交付税の収入済額は33億4,626万6,000円で、前年度より5.37％の増加となりました。

12款・交通安全対策特別交付金の収入済額は129万5,000円、13款・分担金及び負担金の収入済額は3,444万9,727円、不納決算額は115万5,970円、収入未済額は48万4,500円で、保育料でございます。

14款・使用料及び手数料の収入済額は3,503万1,320円、不納欠損額が16万5,000円、収入未済額が1,190万5,741円で、住宅使用料等でございます。

15款・国庫支出金の収入済額は25億340万989円、16款・県支出金の収入済額は10億3,505万3,416円でございます。

めくっていただきまして、６ページ、７ページをお願いいたします。

17款・財産収入の収入済額は1,524万1,697円、18款・寄附金の収入済額は10億6,607万6,700円で、前年度より３億1,706万3,300円減少いたしました。

19款・繰入金は基金等からの繰入金で10億4,443万5,349円で、前年度より２億2,842万1,626円減少いたしました。

20款・繰越金は13億1,447万1,442円で、前年度より５億9,388万1,457円増加いたしました。

21款・諸収入の収入済額は２億5,628万2,982円で、デジタル基盤改革支援補助の１億4,524万円が含まれております。収入未済額は241万7,050円でございます。内訳は、保育所、こども園の給食費が４万6,400円、福祉医療費助成返還金が25万7,400円、福祉資金貸付金元利収入が211万3,250円となっております。

22款・町債は、24億4,120万円で、前年度より18億6,549万6,000円増加いたしました。

歳入合計の収入済額は168億2,372万9,357円で、予算現額173億4,610万5,200円に対する収入率は96.98％、調定額169億3,008万6,460円に対する収入率は99.37％でした。

以上で、歳入の説明を終わります。

続いて、歳出に移ります。

詳細は、施策の成果及び実行実績等に記載しておりますので、各課分の支出済額とその概要についてご説明申し上げます。

歳入歳出決算書の８ページ、９ページをお願いいたします。

１款・議会費は、９ページの左の列、支出済額は8,548万3,025円でございます。

２款・総務費の支出済額は23億7,905万9,887円で、主な支出は、一般管理費や総合行政システム費の総合住民情報システム標準化対応業務委託や共創ＤＸ事業費、災害対策費の防災行政無線デジタル化整備工事、企画費のふるさと寄附事業、調整費などです。翌年度繰越額は386万6,000円で、戸籍住民基本台帳費のシステム改修委託料でございます。

３款・民生費の支出済額は42億9,773万5,800円で、主な支出は、社会福祉費

において福祉医療費助成事業や物価高騰対応特別給付金事業、高齢者、障害者の福祉費及び国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の特別会計への繰出金などです。児童福祉費では、児童手当や保育所、こども園運営経費、物価高対応子育て応援手当費などでございます。翌年度繰越額は442万9,000円で、社会福祉費のシステム改修委託料と児童福祉費の物価高対応子育て応援手当費でございます。

４款・衛生費の支出済額は７億3,007万9,971円で、主な支出は保健衛生費において予防接種、健康診査事業、環境衛生費では伊勢広域環境組合及び松阪地区広域衛生組合の負担金などでございます。

５款・労働費の支出済額は16万3,669円でございます。

６款・農林水産業費の支出済額は２億6,298万5,557円で、主な支出は、農業振興や農業基盤整備、水産振興及び漁港管理費などです。翌年度繰越額は4,367万9,710円で、共同作業所維持修繕工事、緊急自然災害防止対策事業、県営排水機場ストックマネジメント事業でございます。

７款・商工費の支出済額は7,646万2,397円で、主な支出は、商工業振興費、観光費の補助金などでございます。翌年度繰越額は２億7,000万円で、重点支援地方交付金事業の商品券事業でございます。

８款・土木費の支出済額は７億8,295万2,173円で、主な支出は、社会資本整備総合交付金事業や道路橋梁維持費、下水道事業への繰出金及び町営住宅管理費などとなっております。翌年への繰越額は3,329万9,785円で、内訳は社会資本整備総合交付金事業や道路防災事業、急傾斜地崩壊対策事業でございます。

９款・消防費の支出済額は３億5,735万8,323円で、主な支出は、松阪地区広域消防組合への負担金などでございます。

10款・教育費の支出済額は46億8,337万7,229円で、主な支出は小学校、中学校の環境整備及び管理運営費などのほか、小学校整備事業、公民館、総合体育館、ふるさと会館の運営経費、斎宮跡保存事業特別会計への繰出金などとなっております。翌年度繰越額は3,712万5,000円で、斎宮小学校、明星小学校改修

事業、中学校体育館改修事業、総合体育館空調更新工事でございます。

11款・公債費の支出済額は９億8,374万5,623円で、元金９億23万888円、利子8,351万4,735円でございます。

12款・諸支出金の支出済額は13億4,413万2,000円で、各基金への積立てでございます。

13款・予備費は不用額として1,000万円でございます。

一般会計歳出合計の支出済額は159億8,353万4,654円で、予算現額173億4,610万5,200円に対しまして、執行率は92.14％でした。翌年度繰越額は３億9,239万9,495円、不用額は９億7,017万1,051円で、歳入歳出差引額は８億4,019万4,703円でございます。

実質収支額につきましては、別冊の歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書の98ページ、一般会計をお願いいたします。

タブレットでは、歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書をお開きください。そこから画面下のアウトラインを選んでいただき、１、実質収支（一般会計）を選んでいただきますと98ページになります。

実質収支額は、歳入歳出差引額８億4,019万4,703円から翌年度へ繰り越すべき財源額2,130万3,495円を差し引いた額８億1,889万1,208円となっております。

一般会計は以上でございます。

次に、各特別会計の決算についてご説明申し上げます。

歳入歳出決算書に戻っていただきまして、12ページ、13ページの斎宮跡保存事業特別会計歳入歳出決算書の歳入をお願いいたします。

下段の歳入合計の収入済額は４億6,427万4,831円で、主な収入は、国・県補助金及び一般会計からの繰入金や町債でございます。

続いて、14ページ、15ページをお願いいたします。

歳出合計の支出済額は４億6,364万1,831円で、主な支出は、土地の借上げや公有地管理及び歴史的風致維持向上計画推進費等の公園整備、日本遺産活用推進費のほか、起債償還などでございます。翌年度繰越額は350万円で、歴史的

風致維持向上計画推進事業でございます。

不用額は1,970万8,169円で、歳入歳出差引額は63万3,000円でございます。

実質収支額につきましては、別冊の歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書の110ページ、斎宮跡保存事業特別会計をお願いいたします。

タブレットでは、一般会計と同様に、歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書をお選びいただき、画面下のアウトラインで２．実質収支（斎宮跡保存事業特別会計）を選んでいただきますと、110ページになります。

実質収支額は、歳入歳出差引額63万3,000円から翌年度へ繰り越すべき財源額63万3,000円を差し引いた額で、ゼロ円となっております。

斎宮跡保存事業特別会計は、令和７年度末をもって廃止となったことから、繰越額63万3,000円は、明和町特別会計条例附則第３項の規定により、一般会計に帰属しております。

次に、18ページ、19ページの国民健康保険特別会計歳入歳出決算書の歳入をお願いいたします。

主な収入は、国民健康保険税や保険給付費等交付金及び一般会計からの繰入金でございます。

１款の国民健康保険税の収入済額は４億5,936万2,421円で、調定額に対する収納率は91.67％でした。前年度より0.62ポイント上がっております。

不納欠損額は267万1,498円で、収納未済額は3,903万4,759円、歳入合計の収入済額は26億6,573万161円でございます。

続いて、歳出の20ページ、21ページをお願いいたします。

歳出合計の支出済額は23億7,332万2,014円で、主な支出は、療養給付費や医療給付費、特定健康診査等事業費などでございます。不用額は４億5,214万5,986円で、歳入歳出差引額は２億9,240万8,147円でございます。

次に、24ページ、25ページの住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算書の歳入をお願いいたします。

主な収入は、貸付金事業に対する償還金などで、２款の貸付金等償還収入の

収入済額は662万3,352円、収入未済額が２億190万4,410円で、調定額に対する収納率は3.17％でした。

歳入合計の収入済額は3,584万8,537円でございます。

続いて、歳出の26ページ、27ページをお願いいたします。

歳出合計の支出済額は3,425万5,577円で、主な支出は一般会計への繰出金でございます。不用額は131万3,423円で、歳入歳出差引額は159万2,960円ございます。

住宅新築資金等貸付事業特別会計は、令和７年度末をもって廃止となったことから、歳入歳出差引額159万2,960円は、明和町特別会計条例附則第３項の規定により、一般会計に帰属しております。

次に、30ページ、31ページの介護保険特別会計歳入歳出決算書の歳入をお願いいたします。

歳入合計の収入済額は31億4,557万2,397円で、主な収入は、保険料や国・県支出金及び交付金と一般会計からの繰入金となっています。不納欠損額は70万6,606円、収入未済額288万1,997円でございます。

続いて、歳出の32ページ、33ページをお願いいたします。

歳出合計の支出済額は29億4,661万8,093円で、主な支出は、介護サービスなどの給付費や介護予防などの地域支援事業でございます。不用額が１億2,211万3,907円で、歳入歳出差引額は１億9,895万4,304円でございます。

次に、36ページ、37ページの後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の歳入をお願いいたします。

歳入合計の収入済額は６億9,577万7,048円で、主な収入は、保険料と一般会計からの繰入金となっています。不納欠損額は56万2,746円、収入未済額は176万1,756円でございます。

続いて、歳出の38ページ、39ページをお願いいたします。

歳出合計の支出済額は６億8,265万9,152円で、主な支出は、療養給付費負担金などでございます。不用額は878万7,848円で、歳入歳出差引額は1,311万

7,896円でございます。

以上で、令和７年度明和町一般会計及び各特別会計決算に関する概要説明を終わります。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井　成人）　続いて、上下水道課長、登壇願います。

（上下水道課長　丹合　信隆　登壇）

○上下水道課長（丹合　信隆）　それでは、令和７年度水道事業決算の説明をいたします。

タブレットの04水道事業決算書をご覧いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

水道事業決算書は、２から７ページが決算書、９から25ページが決算附属書類、27から31ページが参考資料となり、ページ番号とサムネイルは同じでございます。

それでは、決算書の２ページ、決算報告書をご覧ください。

決算報告書の単位は円で、消費税を含みます。

最初に、収益的収入及び支出の収入でございます。

第１款・水道事業収益の決算額は４億4,310万7,485円となりました。

内訳として、第１項・営業収益は、決算額３億8,436万3,230円で、予算額より363万2,230円の増となりました。給水収益の増が主な要因でございます。

第２項・営業外収益は、決算額5,874万4,255円で、予算額より822万4,745円の減となりました。減価償却費見合い分の額の確定が主な要因でございます。

続きまして、支出です。

第１款・水道事業費用の決算額は３億5,227万2,520円となりました。

内訳として、第１項・営業費用は、決算額３億2,191万2,668円で、不用額が2,677万6,332円となっています。減価償却費の額の確定が主な要因でございます。

第２項・営業外費用は、決算額3,020万1,598円で、不用額が616万9,402円と

なりました。一時借入金利息、消費税及び地方消費税の不用分です。

第３項・特別損失は、決算額15万8,254円で、不用額が34万1,746円となりました。過年度水道料金の減免等に係る欠損分等の残でございます。

第４項・予備費は、決算額ゼロ円でございました。

次に、３ページ、資本的収入及び支出の収入でございます。

第１款・資本的収入の決算額は5,773万1,700円となりました。

内訳として、第１項・企業債は、決算額2,140万円で、予算額より3,860万円の減となりました。老朽管更新工事に伴う企業債借入額の確定によるものです。

第２項・出資金は、決算額3,163万8,000円で、予算額と同額です。

第３項・工事負担金は、決算額469万3,700円で、予算額より770万6,300円の減となりました。水道管移設工事等の負担金の精算によるものです。

第４項・雑収入は、決算額ゼロ円でございました。

続きまして、支出でございます。

第１款・資本的支出の決算額は２億7,618万3,899円となりました。

内訳として、第１項・建設改良費は、決算額１億5,549万8,570円で、不用額が5,281万430円となりました。工事請負費の入札差金などです。

なお、地方公営企業法第26条の規定に基づき、工事請負費2,910万円を令和８年度に繰り越しております。

第２項・企業債償還金は、決算額１億2,068万5,329円で、不用額が671円となりました。

なお、中段の米印に記載のとおり、資本的収支の決算額で支出に対する収入不足分２億1,845万2,199円は、減債積立金と損益勘定留保資金により補塡をいたしました。

次に、４ページの損益計算書をご覧ください。

なお、損益計算書は消費税を含んでおりません。

１、営業収益は３億4,951万837円、営業費用は３億976万1,399円で、差引きして3,974万9,438円の営業利益となりました。

３、営業外収益は5,738万5,747円、営業外費用は1,591万1,263円で、差引きすると4,147万4,484円のプラスとなります。これを営業利益と差引きした8,122万3,922円が経常利益となりました。

特別利益はゼロ円、特別損失は14万5,679円で、これらを経常利益から差引きした8,107万8,243円が令和７年度の純利益となります。

なお、その下のその他未処分利益剰余金変動額については、減債積立金を資本的支出の財源に充当した分が会計処理上、未処分利益剰余金に戻る形となっておりまして、当年度純利益と合わせた当年度未処分利益剰余金は１億3,533万66円となります。

次に、５ページの貸借対照表をご覧ください。

まずは、資産の部でございます。

１、固定資産の合計は53億8,055万6,285円です。固定資産の内訳は決算附属書類の22ページに記載しておりますので、後ほどご覧ください。

２、流動資産合計は５億6,751万4,662円です。内訳は、現金預金、未収金、貯蔵品です。固定資産と流動資産を合わせた資産合計は59億4,807万947円となります。

次に、６ページをご覧ください。

負債の部です。

３、固定負債合計額は８億6,852万6,634円です。内訳は、企業債でございます。

４、流動負債合計額は１億9,445万6,976円です。内訳は、未払金、企業債引当金です。

なお、（３）の企業債は、翌年度元金償還額分を固定負債から振り替え、流動負債として計上しているものです。

５、繰延収益合計額は８億2,132万6,347円です。内訳は、長期前受金及び長期前受金収益化累計額です。

固定負債と流動負債繰延収益を合わせた負債総額は18億8,430万9,957円とな

ります。

続きまして、資本の部です。

６、資本金合計額は27億6,933万5,098円です。内訳は、自己資本金です。

７、剰余金合計額は12億9,442万5,892円です。内訳は、資本剰余金と利益剰余金です。

資本金と剰余金合計を合わせた資本合計は40億6,376万990円となります。

最後に、負債合計18億8,430万9,957円と資本合計40億6,376万990円と合わせた負債資本合計が59億4,807万947円となり、資産合計と一致いたします。

次に、７ページの剰余金計算書をご覧ください。

昨年の９月議会で議決いただき、前年度の未処分利益剰余金の処分を行った結果、資本金、剰余金の処分後残高は表中段のとおりとなりました。

続いて、令和７年度における資本金、剰余金の変動額を差引きした結果が表最下段の当年度末残高となり、６ページ、貸借対照表の資本の部の各項目合計と一致をいたします。

続いて、ページ下表の剰余金未処分計算書案をご覧ください。

こちらは、本定例会において議決をいただきましたので、同処分案のとおり会計処分を行わさせていただきます。

９ページからの決算附属書類は、事業報告書、キャッシュフロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書、重要な会計方針等に関する注記、令和７年度の主な事業報告と決算書の補完書類となりますので、後ほどご確認をいただきたいと思います。

27ページからの参考資料は、年度末の未収金の内訳、固定資産の一覧表、補てん財源残高調書、過去３年間の事業概要の推移を掲載しておりますので、こちらも後ほどご確認をください。

なお、決算審査において減価償却漏れがあったため次年度に対応されたいとの指摘を受けておりますので、今後は同様の指摘を受けることがないよう正確な資産の把握と適正な会計処理に努めさせていただきます。

以上で令和７年度明和町水道事業決算に関する説明を終わります。

続きまして、令和７年度の明和町下水道事業決算報告をさせていただきます。

タブレットの05下水道事業決算書をご覧ください。下水道事業決算書は、２から８ページが決算書、10から27ページが決算附属書類、29から30ページが決算参考資料となり、ページ番号とサムネイルは同じでございます。

それでは、決算書の２ページ、決算報告書をご覧ください。

決算報告書の単位は円で、消費税を含みます。

最初に、収益的収入及び支出の収入です。

第１款・下水道事業収益の決算額は５億6,146万9,766円となりました。

内訳として、第１項・営業収益は、決算額１億2,769万6,240円で、予算額より1,148万1,240円の増となりました。下水道使用料の増が主な要因でございます。

第２項・営業外収益は決算額４億3,257万8,478円で、予算額より8,477万6,522円の減となりました。他会計補助金の返還に伴うものが要因です。

第３項・特別利益は、決算額119万5,048円でした。過年度分の消費税及び地方消費税の更正申告による還付収入によるものでございます。

続きまして、支出です。

第１款・下水道事業費用の決算額は５億3,932万9,397円となりました。

内訳として、第１項・営業費用は決算額４億7,240万7,008円で、不用額が1,791万6,992円となっています。処理場費の委託料の減が主な要因でございます。

第２項・営業外費用は、決算額6,650万3,429円で、不用額が1,039万6,571円となりました。不用額の主なものは、企業債利息の不用分でございます。

第３項・特別損失は決算額41万8,960円で、不用額が２万1,040円となりました。過年度下水道使用料の減免等に係る欠損分等の残でございます。

次に、３ページ、資本的収入及び支出の収入です。

第１款・資本的収入の決算額は５億66万円となりました。

内訳として、第１項・企業債は、決算額２億2,910万円で、予算額より１億1,550万円の減となりました。下水道管渠布設工事に伴う企業債借入額の確定によるものです。

第３項・繰入金は、決算額7,760万円で、予算額と同額です。

第４項・国・県補助金は、決算額１億7,619万円で、予算額より2,490万円の減となりました。下水道管渠布設工事等の補助金の確定によるものです。

第７項・負担金分担金は、決算額277万円で、予算額より277万円の増となりました。受益者分担金等の増によるものでございます。

第８項・基金繰入金は、決算額2,500万円で、予算額と同額です。

続きまして、支出です。

第１款・資本的支出の決算額は７億322万479円となりました。

内訳として、第１項・建設改良費は、決算額４億1,845万9,040円で、不用額が9,938万7,960円となりました。工事請負費等の入札差金でございます。

なお、地方公営企業法第26条の規定に基づき、工事請負費１億710万円を令和８年度に繰越しをしております。

第３項・企業債返還金は、決算額２億8,454万6,439円で、予算に対する不用額が55万3,561円となりました。

第６項・基金積立金は、決算額21万5,000円で、予算額と同額です。基金利息を積立金に組み入れるものでございます。

なお、中段の米印に記載のとおり、資本的収支の決算額で、支出に対する収入不足分２億256万479円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金と損益勘定留保資金により補塡をいたしました。

次に、４ページの損益計算書をご覧ください。

なお、損益計算書は消費税を含んでおりません。

１、営業収益は１億1,630万9,690円、２、営業費用は４億5,810万9,507円で、差引きして３億4,179万9,817円の営業損失となりました。

３、営業外収益は４億1,854万6,349円、４、営業外費用は6,936万9,713円で、

差引きすると３億4,917万6,636円のプラスとなります。これを営業損失と差引きした737万6,819円が経常利益となりました。

特別利益は108万6,408円、特別損失は38万873円で、これらを経常利益から差引きした808万2,354円が令和７年度の純利益となります。

なお、下水道事業会計においては、一般会計からの基準外繰入れによる補塡を受けていることから、純利益相当額の繰入れは減額をすべきと考えております。令和７年度においては8,000万円を減額し返還いたしましたが、純利益相当額の全てを返還することはできていません。今後は、早期に決算の見通しを立てるなど事務改善を図ることで、純利益相当額を全て返還するように努めてまいります。

次に、５ページ、貸借対照表をご確認ください。

まずは、資産の部です。

１、固定資産合計は105億3,642万4,664円です。内訳は、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産で、詳細を決算附属書類の21ページに記載していますので、後ほどご覧ください。

２、流動資産合計は３億1,659万8,592円です。内訳は、現金預金、未収金です。

固定資産と流動資産を合わせた資産合計は108億5,302万3,256円となります。

次に、６ページ、負債の部です。

３、固定負債合計額は48億850万2,931円です。内訳は、企業債です。

４、流動負債合計額は５億4,847万5,513円です。内訳は、企業債、未払金、引当金です。

なお、（１）の企業債は、翌年度元金償還額分を固定負債から振り替え、流動負債として計上しているものでございます。

５、繰延収益合計額は48億851万5,522円です。内訳は、長期前受金及び長期前受金収益化累計額です。

固定負債と流動負債、繰延収益を合わせた負債合計は101億6,549万3,966円

となります。

続きまして、７ページ、資本の部です。

６、資本金合計額は５億9,792万5,123円です。内訳は、自己資本金です。

７、剰余金合計は8,960万4,167円です。内訳は、資本剰余金と利益剰余金です。

資本金と剰余金合計を合わせた資本合計は６億8,752万9,290円となります。

最後に、負債合計101億6,549万3,966円と資本合計６億8,752万9,290円を合わせた負債資本合計が108億5,302万3,256円となり、資産合計と一致をいたします。

次に、８ページの剰余金計算書をご覧ください。

資本金剰余金の前年度末残高から前年度の処分額と令和７年度における変動額を差引きした結果が、表最下段の当年度末残高となります。

７ページ、貸借対照表の資本の部の各項目合計と一致をいたします。

続いて、ページ下表の余剰金処分計算書案をご覧ください。

こちらは、本定例会において議決をいただきましたので、同処分案のとおり会計処理を行わさせていただきます。

９ページからの決算附属書類は、事業報告書、キャッシュフロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書、重要な会計方針等に関する注記です。令和７年度の主な事業報告と決算書の補完書類となりますので、後ほどご確認をいただきたいと思います。

また、28ページからの参考資料は、年度末の未収金内訳、補塡財源経過表を掲載しておりますので、こちらも後ほどご確認ください。

以上で、令和７年度明和町下水道事業決算に関する説明を終わります。

よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（辻井　成人）　これで決算の概要説明を終わります。

続きまして、北岡代表監査委員に意見書の補足説明を求めたいと思います。

北岡代表監査委員、登壇願います。

（代表監査委員　北岡　信宏　登壇）

○代表監査委員（北岡　信宏）　議長より指名いただきましたので、令和７年度決算審査の補足説明をさせていただきます。

ただいま上程されました令和７年度の一般会計、特別会計及び公営企業会計についての審査意見書は議案書に添付させていただきましたので、後ほどご覧いただきたいと思います。

日常業務に併せ、業務多忙の中、去る７月８日から９日間の日程で、松本監査委員と共に令和７年度の一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算と各基金の運用状況の審査を実施いたしました。

審査に当たっては、関係課長より決算概要や主な事業の成果について説明を受けた後、係長及び職員さんからの説明とともに、関係諸帳簿、あるいは証拠書等の照合を行いながら慎重に実施した結果、一部を除き計数的には誤りなく処理されていることを認めましたので、ここに報告させていただきます。

審査の中で、特に今後行政運営に生かしていただきたい、また留意すべきと思われる事項について補足させていただきます。

まず、一般会計なんですけども、財政が厳しいとよく聞きます。当町でも町長が口にされているのを聞いたことはあるんですけども、なぜこんなことが起きてくるのかと言いますと、うちとこだけなんか、ほかの町村も同じなんか、うちとこだけ非常に財政状況が悪いんですよ。

そもそも財政ってどんなんかというと、標準的な行政サービスを行っていくについては、１人当たり幾らぐらい要るんやろうという計算式がありまして、それはどんなんかというと、一般的な基準財政需要額というのがありまして、その枠に満たない部分を交付税で措置されておりますので、どこの市町村においても大体は行政サービスを受けられるようになっているんですけども、これが何でか財政が苦しい。その説明を追って、説明させていただきます。

まず、経常収支比率、３年ぐらい前にちょっと100突破してしまいまして、その翌年に、ここでちょっと私、この比率の考えについて触れさせてもらった

んですけども、先生方は民間で活躍されてみえますので、この経常収支比率は分かりにくいと思いまして、民間の方はどう考えるかなと思いまして、事業をされてみえる方は、損益分岐点というグラフを多分勉強されたと思うんですけども、下に固定費があって、その上に変動費があって、ほんで売上げがゼロがのびてくという表あって、その線がクロスしたところが損益分岐点というんですけども、その辺を先生方もご覧になったと思うんですけども、その表をイメージしてもらって、当町はどうなっておるかというと、一番下のようかんみたいにべたっとある固定費、この固定費さえも売上げで賄えない状態なんですよ。イメージ、分かりますか。常に払っていかなあかんお金を収入で賄えない。固定費って、一般的には企業ですと人件費とか家賃とか減価償却費、そんなものを売上げで払っていけない。こんなことになると、銀行もお金を貸してくれなくなりますので、大変なことなんですけども。

こういうふうになると、民間の場合は、頑張って売上を伸ばすとか、総務の人も営業に出てって売ってこいとかいうふうなことで対応するなり、社員の給料、ボーナスをカットしたりとか、そんなことをするんですけど、役所の場合は、どんなけ頑張ってもすぐに上げるというのは非常に難しいような枠組みになっておるわけなんですが、それはなぜかと言うと、先ほど申しましたように、基準財政需要額というのは、もう枠がばくっとはまってまして、それを超すということは非常に難しい。税収を上げろといっても、もう税金はもう課税した額を上回るような収入を得ることはできませんし、よく企業を誘致すると法人税、固定資産税が増収になるって、企業立地課の人は説明しますけども、あれも基準財政収入額にカウントされてしまいますので、結局のところは、その額の75％が普通交付税減額されるということで、要するに、頑張っても頑張っても収支を上げるというのは難しいです。

そういう中で、費用がその額を上回ってくるということは、もう今年で３年目なんですけど、これからどんどんじり貧になっていくということで、もうみんながこれを真剣にもうここをどうやって改善していかなあかんかなと考えな

いかんときに来ております。

個人の家庭に例えると、雨漏りしとって修繕できやんのに、明日子どもが学校へ持っていく給食費も払えやんと、そんなふうな状態なんです。それを何か、その痛みが分かっていないというか、職員は給料満額もらって、残業したら時間外手当ももらえるんで、この苦しい町の財政が自分のことのように分からない部分があるわけなんですわ。そういうことで、最後に言いますけども、これを何とか改善せなあかんという状況になっております。

一般会計においては、借入金の償還、公債費が膨れてきてまして、これが経常支出の大きな要因となっております。借入金の残高は、全部の会計合わせて191億あるんですけども、これは臨財債27億含めてますので、そこら辺は考慮していただいて、７年度決算では、もう9.8億円償還しておりまして、これが経常収支比率をかせいでおる主な要因ではないかというふうなことが考えられます。

次に、水道会計なんですけども、先ほど課長が説明していただいて、ちょっと触れていただきましたけども、今年度の決算審査におきまして、貸借対照表、７年ともう１年前のやつを並べて、どんな変化があるか見ておったところ、減価償却累計額に変化がない科目が３個ほどありまして、これはどういうことかと言うと、この減価償却累計額というのは、年々減価償却費を積んでいく、少しずつ積み上げていくので、少しずつ多くなってくるのが自然なんですけども、除却した場合は減りますけども、変化がないということは、減価償却漏れがあるんと違うんかなというふうに思いますので、ちょっと調べてくれる？と言ったら、今年や去年の話と違って、何年も前から忘れとったみたいで、それで、原因を究明して、振替伝票をはめ込んでもらおうかなと思ったんですけど、あまりにも古くて、作業がちょっと間に合わなかったものですから、取りあえず１回締めたやつで先生方に了承いただいて、後で時間をかけて現物を特定して直させてもらおかなというふうにお願いしました。

参考に、現金預金の変動はありませんので、帳簿上の減価償却費と減価償却

累計額を少し修正せなあかんということになっております。

次に、下水道会計なんですけども、先ほど課長が丁寧に説明していただいたもんで、そんな何も問題もないような印象があったと思いますけれども、よくよく見ると、これは悲惨な状態になっておりまして、ちょっと簡単に言いますと、処理費用って下水道の汚水を処理する費用が、１年間に４億600円かかっております。普通に考えたら、これ、料金収入で賄わなあかんもんですけども、４億に対して料金収入が１億1,000万、減価償却が２億9,000万、長期前受金がありますので、正味減価償却は１億6,000万。先生方も分かってもらっとると思うんですけども、下水道の会計、苦しいので料金を見直さなあかんとかいろいろ言われていると思うんですけども、こんなことになってしまったのは、今、下水道の担当しとる職員のせいではなくて、この下水道という事業を取り組んだとき、何年前か分かりませんけども、そのときの判断が、今思うとそういう判断がどうやったかというふうなことになるんですけども、そのときの社会情勢を考えると、これを取り組まざるを得やんだ状態やったかも分からないんです。というのは、水質保全とか生活環境を改善するためには下水道がいいんやということで、国や県のほうも強引と言ったらあれですけど、推し進めておったという、そういうふうなことで、やれやれというふうな感じで、私が若かったときには、そんな三重県が全国でランキングすると、下水道の普及率が下のほうなんやということで、そんな表も見たことがあるんですけども、やれやれと言って、明和町も乗ってしまったんか分からないんですけども。でも、よく考えてみると、下水道を入れる前の浄化槽を個人で設置されたりとか、くみ取りの家庭もありますけども、し尿を垂れ流しとるうちというのはなかったはずなんです。下水道を入れるとどうなのかというと、生活雑排水を処理するだけのことなんです。それにこんだけの大金をかけて経営に苦しんどると。

さらに問題なのは、この事業の受益というか、この下水道を使っていただく世帯は、町全体に対して４割ぐらいの家しか使っていないということなんです。経営がうまくいっていないもんで、一般会計から繰入れをしてもらって何とか

ふらふらになりながらでも立っておれるんですけども、その辺は考えてみると、６割の下水道を使ってみえない方に支えてもらっとるみたいな感じ。そこが問題なんです。

国のほうもようやく、下水道ばかり言うとったらあかんなというふうな感じになってきて、浄化槽見直しとるぐらいなんですけども。今までも、今でもそうやってして下水道で失敗したわけですから、残りの６割の人、これからどのようにしていくんか。もう、役場は関知せんので、自分でやってくれて言うのか。浄化槽は管理するわとか、いろんな手法があると思うんですけども、やってしまって何十年たって、ああ、あかんだなということではいけませんので、十分協議をして、コンセンサスというか、納得の上で次のそこのところも含んでやっていただいたらというふうに思います。

先ほどの丹合課長もおっしゃってみえましたけども、決算を締めたら800万が黒字になっておりました。処理原価を料金収入で回収できやんのに黒字っておかしいよねということで、決算を仮締めしたときに9,000万ぐらい黒字になってたと思うんで、ちょっとこれ、協議してもろたほうがよろしいということで、財政課と上下水道課で協議してもらって、幾らか返却してもらったんですけども、800万ほど返却が残ってしまった。

なぜ私がこのことで気にしとるかと言うと、この800万というのは、町民にお返しする行政サービスの財源なんですわ。町民へお返しする行政サービスの財源が下水の決算書で黒になっておる。おかしいんですね。

ちょっと前に保育園に監査に行ったんですけども、乳母車、役場で買うてもらったんやと言って、ものすごく大事に扱ってもらってました。聞いたら、特注やったもんですから、５万円ぐらいと。この800万円で乳母車何台買えたんかなと。そんなふうに考えております。

この黒字については、今年は800万やったんですけど、まあ要らんことやで言わんでもよろしいんやけど、去年は4,000万ぐらい出ました。一昨年は4,500万です。ですから、これからはこの決算する場合に、よく協議というか精査し

てもらって、町民のために使う財源をここで締めくくらんようにしていただきたい、このように思っております。

次に、斎宮特別会計ですけども、国指定史跡の保存管理は自治体の義務になりまして、今までも精力的に取り組んでいただいておりますが、今後もずっとやっていかなあかんというふうな、これは何でかというと、国の宝物ですので、明和町だけのものではなくて、全力で取り組んでいかなあかんというふうに思っておるところです。

しかし、その面積が広大でありまして、全体では137ヘクタールと何か資料にも書いてありましたけども、これの維持管理を明和町民だけで担っていくというのは、ちょっと荷物が重いと。なぜかと言うと、私らはここで生まれて明和町に誇りがありますから、誇りを持っていますので、三重県の中でも上位のほうにおるようなイメージを抱いておるんですけども、人口比で見ると、たった1.3％なんですわ。たった1.3％の明和町民がこの137ヘクタールの史跡を維持管理していかなあかんというのが非常に荷物が重い。町民は２万3,000人なんですけど、労働生産人口というんですか、働いてみえる方が５割か６割になるわけです。その人らは年間２億円の負担していただいとると。大変な負担やと思います。

これをどうしたらええんか。国指定史跡としてその責任を国にもしっかりとただしてもらうように、国庫補助金の増額や新たな特別交付税の措置などを求めて、文科省や文化庁に対する積極的な予算要望活動を行ってほしいというふうに考えています。もう要る分は全部一般会計で補填してもらったらええやないかといったのと違って。

ほかにも、全国の考古学ファンとか関心を持ってくれている方がいらっしゃると思いますので、その人らにもクラウドファンディングや企業版ふるさと納税などで応援をお願いするなど、今の財源構造を見直す検討をしていただきたいと思っております。

町民に対しては、この我々が取り組んどる事業を町民に対して理解してもら

うために、住民協働のまちづくりを推進していくためにも、今までこの事業に幾ら投入してきたのか、累計で。累計で幾ら投入してきて、どれだけ町民に便益を与えることができたか。これから先、あと何年間負担し続けていかなければいけないのかというふうなことを説明するべきではないかというふうに考えております。

一般会計の負担が、借入金の負担が重いという話をしましたけども、小学校の建設、中学校の建設も借入金の返済は20年か、長くて30年たったら完済できると思います。その完済できた後には、子どもらの元気な顔、走り回っとる姿が見れます。この斎宮の２億円、毎年投入していって、20年後どんな形になっているか。何が残っておるのか、ということも考えて取り組んでほしい。

そこで、戻りますけども、この経常収支比率を改善するためには、たくさんの要因があるんですけども、先ほど言いました公債費、公債費を下げるのにはどうしたらええんかと。昔やったら、利率の低いやつに借り換えるとかそんなこともあったんですけど、今、利率が上がってきとる傾向にありますので、借り換えで負担を軽減するというのは無理なんです。ですから、繰上償還を。役場には眠っとる土地があります。何も使ってない。それを処分するとか。あと、土地公社のほうにも６億円無利子で貸していますので、それを引き上げてこの償還に充てる。６億円繰上償還すると、10年分の繰上償還をするのと、１年で6,000万ですから、6,000万の公債費が減るということは、経常収支比率が１％ぐらいですか、改善。

ほかにもいろいろあると思うんですけども。あと、下水道に関しても、先ほども基準外繰入れ、削減していただく。斎宮については、財源構成を見直す。これらのことは、議員の先生もそうなんですけど、町の職員も全体でこの課題に取り組んでいただいて、何をどうしたらこの数値を改善することが、できるんか。なんで私これ、やかましく言うとるかというと、町のこの政策的な提案できやん状態なんです、今。例えば、こんなことしたい、あんなことしたいと。具体的に言うと、中学生と高校生の医療の補助もやりたいし、あと小学校の斎

宮と明星の小学校のトイレの改修したいし、何なら、こちらで体育館に冷房入れていただいたので、こちらの冷房も入れたい。なかなかもうお金がないんで、できやんような状態になっとるんです。金がないからできないというが、それが行政サービスを果たすことができてない。プロジェクトチームをつくって、この財政の内容を何とか改善するように、みんなで取り組んでいってほしいなというふうに思います。

この間も事務局の職員の方に見せてもらったんですけども、県庁が発行しとる市町村の財政状況のハンドブックみたいなのがあって、それを見せてもらったら、この経常収支はパンクしとるのは明和町だけでした。あのときは、100を超しとるころなんですけども。２位と１位、ワースト１位とワースト２位なんですけども、もう全然差がすごい。名前を出すと失礼なんですけど、南伊勢町は高齢化が進んでおって、人口も減ってますし、そこへ向けて、あの大きな病院を建設しましたので、財政状態は厳しいはずなんですけども、うちより大分ましです。苦しんでやってるでしょうけど。

それで、次、余談で関係ない話なんですけど、夕べ、ここへ来る、経常収支の話するために、三重県でうちとこが一番悪いんやったら、東海３県はどうなんかいなと思ってジェミニに聞いてみたら、そんな100超しとるところありませんと言われました。ということは、うちがどんだけひどいかということ。ということで、この比率を下げなければ明日はないということで、よろしくお願いいたします。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（辻井　成人）　補足の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑につきましては、この後、予算決算常任委員会を設置し、詳細な審査をしていただく予定ですので、質疑は一括上程した全認定について、町長の説明の範囲を対象に行います。

質疑をされる方はございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井　成人）　質疑される方がないようですので、これで一括上程した認定の質疑を終わります。

お諮りします。

一括上程した各会計の決算審査につきましては、予算決算常任委員会に付託の上、詳細な審査をお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井　成人）　ご異議なしと認めます。

予算決算常任委員会に付託の上、審査することに決定しました。

なお、予算決算常任委員会は、９月の14、15、16、17のそれぞれ９時から開催をいたします。

◎散会の宣告

○議長（辻井　成人）　これをもちまして、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これにて散会します。

ご協力、誠にありがとうございました。

（午前　11時　00分）
